

前橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（議案第44号）

こども施設課

1 制定の理由

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める。

2 主な内容

(1) 乳児等通園支援事業における非常災害対策、安全計画の策定、送迎等を目的とした自動車の運行に係る基準を定める。

(2) 乳児等通園支援事業のうち、一般型乳児等通園支援事業所に備える設備の面積の基準は、次のとおりとする。

ア 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合

(イ) 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(ロ) ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

イ 満2歳以上の幼児を利用させる場合

保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(3) 乳児等通園支援事業のうち、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、保育所、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等を行う事業所の区分に応じ、各施設等に係る基準等を定める条例によるものとする。

3 施行期日

令和7年4月1日